

議案第 7 1 号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市の区域内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)」を「次に掲げる寄附金」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあつては同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの

ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであつて、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市の区域内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市市税条例第34条の7第1項の規定は、市民税

の所得割の納税義務者が平成30年1月1日以後に支出する同項各号に掲げる寄附金について適用する。